

津屋崎中学校校舎増築準備・職員室等改修工事

(令和8年5月7日公告)

入 札 説 明 書

福 津 市

「津屋崎中学校校舎増築準備・職員室等改修工事」に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和 8 年 5 月 7 日 (木)

2 工事内容等

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1) 工事名 | 津屋崎中学校校舎増築準備・職員室等改修工事 |
| (2) 工事場所 | 福津市 津屋崎 1 丁目 地内 |
| (3) 工事概要 | 建築工事 一式 電気設備工事 一式 機械設備工事 一式 |
| (4) 工期 | 契約締結の翌日から令和 8 年 10 月 31 日まで |
| (5) 予定価格 | 67,710,000 円 (消費税及び地方消費税相当額は含まない。) |
| (6) 最低制限価格 | 60,939,000 円 (消費税及び地方消費税相当額は含まない。) |

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本工事の入札に参加する者に必要な資格 (以下「入札参加資格」という。) は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア. 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
 - イ. 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(更生手続開始決定若しくは再生計画許可決定が、参加申込期日以前になされている者を除く。)
 - ウ. 税を滞納していない者であること。
 - エ. 福津市指名停止措置要綱 (平成 17 年福津市告示第 6 号) に基づく指名停止期間中でないこと。
 - オ. 暴力団排除条項第 1 項各号に該当しないこと。
 - カ. 本工事に係る設計業務等の受注者、又は当該受注者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - キ. 本市の令和 6・7 年度一般 (指名) 競争入札参加資格審査登録名簿に、建築一式工事を第 1 希望業種として登載されており、建築一式工事の等級が B の者であること。
 - ク. 本市の令和 6・7 年度一般 (指名) 競争入札参加資格審査登録名簿に、福津市の本店又は支店として登載されていること。
 - ケ. 平成 28 年度以降に、元請として完成し引渡しが完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した建築一式工事 (共同企業体による施工の場合は、出資比率が 20% 以上の工事に限る。) の施工実績を有する者であること。
 - コ. 元請として完成し引渡しが完了した、国、特殊法人又は地方公共団体が発注した建築一式工事 (共同企業体による施工の場合は、出資比率が 20% 以上の工事に限る。) に従事した経験を有する者を、主任技術者又は監理技術者として配置できる者であること。
 - サ. 配置予定の主任技術者又は監理技術者は、入札参加資格申請時点で 3 箇月以上の継続雇用関係を有する者であること。

(2) 設計業務等の受注者等について

ア. 設計業務等の受注者とは、次に掲げる者である。

有限会社 回工房

株式会社 田平設計事務所

イ. 当該受注者と資本面若しくは人事面において関連があると認められる者とは、次のいずれかに該当する者である。

(Ⅰ) 当該受注者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者

(Ⅱ) 当該受注者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者

(Ⅲ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 設計図面及び仕様書の配布

(1) 入札関連書類(設計図面・仕様書・申請書・質問書等)は、福津市公式ホームページからダウンロードすること。なお、仕様書等を本業務の設計以外の利用に供してはならない。

(2) 現場説明会は行わない。

(3) 入札に参加しようとする者は、仕様書等の内容を熟知した上で入札参加資格確認申請を行わなければならない。

5 入札参加資格確認申請

(1) 本競争入札の参加希望者は、入札参加資格を有することを証明するため、次に従い「競争入札参加資格確認申請書【様式第1号】」(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、市長から入札参加資格審査結果の通知を受けなければならない。

なお、入札参加資格がないと確認された者へは、「入札参加非承認通知書」を送付する。

(2) 資料は次に従って準備し、漏れのないよう添付すること。

ア. 施工実績については、要件を満たしているものを「工事施工実績調書【様式第2号】」に記載し、記載内容を証する書類(コリンズの写し等)を添付すること。

イ. 配置予定技術者に係る資格があることを判断できる資格及び工事の経験を「主任(監理)技術者等の資格・工事経験調書【様式第3号】」に記載し、次の書類を添付すること。

- ・主任(監理)技術者として配置可能な資格を有することを証明する書類の写し
- ・監理技術者については、監理技術者資格者証の写し(表裏両面)
- ・申請時点で3箇月以上の継続雇用関係があることを確認できる書類の写し

[雇用関係確認書類の例] ※いずれか一つを添付

①監理技術者資格証の写し ※表裏両面

有効期限内であり、記載された事業者名称が申請事業者と同一であること。

②住民税特別徴収税額(変更)決定通知書の写し ※最新のもの

特別徴収義務者用のもので、事業者名称が申請事業者と同一であること。

③健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ※最新のもの

事業者名称が申請事業者と同一であること。

- ・資格要件を満たす工事に従事した経験を有することを証する書類(コリンズの写し等)

なお、配置予定技術者は複数の技術者による申請も可とするが、記載した全ての技術者が配置できなくなったときは、入札を辞退すること。

ウ. 建設業許可通知書の写し

建設業法第3条の規定に基づく、許可通知書(建築工事業)の写しを提出すること。

エ. 経営事項審査結果通知書の写し

建設業法第27条の23の規定に基づく、最新の経営規模等評価結果通知書(総合評定値)の写しを提出すること。

オ. 税の滞納がないことが確認できる証明書の写し

入札参加資格申請日以前3箇月以内に発行されたものであること。

国税については、様式その3の3とする。

都道府県税と市町村税については、本市との契約締結等の権限を支店等に委任している場合、支店等所在地の都道府県及び市町村の発行機関で取得した証明書を添付すること。

カ. その他

(I) 書式サイズは、すべてA4判(JIS規格)とすること。

(II) 申請書及び資料の作成・提出に係る費用は、作成者の負担とする。

(III) 提出された申請書及び資料は、提出者に無断で入札参加資格審査以外に使用しない。

(IV) 提出された申請書及び資料は返却しない。

(V) 提出期間終了後の申請書及び資料の差し替え・再提出は認めない。

(3) 申請書及び資料の提出は、直接持参する方法により、次のとおり行うものとし、それ以外の方法によるものは受け付けない。

ア. 提出先

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

福津市役所 総務部総務課契約検査係

イ. 提出期限

令和8年5月29日(金)午後3時

ウ. 留意事項

・受付時間は、午前10時から午後3時までとする(正午から午後1時を除く)

ただし、次の期間は受付対応を行うことができない。

- ① 福津市の休日を定める条例(平成17年福津市条例第2号)第1条に規定する休日
- ② 5月12日(火)午後、5月21日(木)午前、5月26日(火)午後

6 質問書等

(1) 仕様書等に関して質問がある者は、次のとおり質問書を提出することができる。

(2) 質問事項は、ホームページに掲載している質問書を使用し、福津市総務部総務課へ電子メールにて提出すること。なお、質問書を送信した際は、受信確認のため必ず電話連絡を行うこと。

福津市総務部総務課 E-mail: keiyaku@city.fukutsu.lg.jp

電話: 0940-43-8196

(3) 質問書の提出期限は、令和8年6月1日(月)午後5時(必着)とする。

(4) 質問があった場合は、令和8年6月8日(月)午後5時までに、市ホームページにて回答する。

7 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格審査の結果については「入札参加資格審査結果通知書【様式第4号】」により各申請者へ通知する。この通知書は、入札時に提出（写し可）を必要とする。
電話等による参加資格審査結果の問い合わせや、通知書の再交付には一切応じない。
ただし、入札日の3日前までに審査結果通知書が届かない場合は、福津市総務部総務課へ電話連絡を行うこと。
- (2) 期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加することができない。なお、入札参加資格があると認められた者であっても、通知後に福津市から指名停止の措置を受ける等、入札参加資格がないと認められる場合は、当該入札参加資格審査結果を取り消す。
- (3) 入札参加資格がないと確認された者は、書面を提出して、その理由の説明を求められることができる。
- (4) 入札参加資格がないと確認された理由の説明を求める書面の様式は任意とし、受付は次のとおり行う。
なお、郵送または電送によるものは受け付けない。
 - ア. 場所
福岡県福津市中央1丁目1番1号
福津市役所 総務部総務課
 - イ. 期間
入札参加資格がない旨の通知を受けた日から、入札日の2日前まで
ただし、福津市の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。
 - ウ. 時間
午前10時から午後3時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
- (5) 説明を求めた者に対しては、書面で回答する。

8 入札の辞退

- (1) 競争入札参加資格申請書を提出した者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届（福津市入札心得書様式3）又はその旨を明記した入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札への指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

9 入札の場所、日時等

(1) 入札は次のとおり行う。

ア. 場所

福岡県福津市中央1丁目1番1号
福津市役所 本館2階 大会議室

イ. 日時

令和8年6月18日(木) 午前9時45分から

(2) 入札に参加する者は、「入札参加資格審査結果通知書【様式第4号】」を持参すること。(写し可) 提出のない者は入札に参加できない。

10 入札方法等

(1) 郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札者が1者以下の場合は入札を中止する。

(4) 入札執行回数は1回とする。

11 入札保証金

入札保証金は納付を免除する。

12 契約保証金

契約の締結に際し、請負代金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、福津市財務規則第139条第1項各号に該当する場合は契約保証金の納付が免除される。

13 工事費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、入札書に記載する入札金額に合致した「工事費内訳書」及び「入札金額内訳明示書」を、入札書と併せて提出すること。

(2) 工事費内訳書には、配布した設計書に示す費目、工種、施工名称、数量等に基づき、入札額の根拠とした単価、金額等を明記すること。様式は、記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。

(3) 入札金額内訳明示書は本市指定の様式を使用して、入札額の根拠として積算した額のうち「材料費」「労務費」「法定福利費の事業主負担額」「建退協掛金」「安全衛生経費」について明記すること。

(4) 工事内訳書及び入札金額内訳明示書の提出がない、又は工事費内訳書に記載の金額(消費税を加算する前の合計額)と入札書に記載された金額が一致していない場合の入札は無効となる。

14 開札

開札は、入札の場所において、入札後直ちに入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

15 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した、入札に参加する者に必要な資格がない者、及び虚偽の競争入札参加資格確認申請を行った者のした入札。
- (2) 入札説明書等において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。
- (3) 競争入札参加資格があることの確認をされた者であっても、通知後に本市から指名停止措置をされて入札時点において指名停止期間中である者等、入札公告に掲げる資格がない者のした入札。
- (4) 入札書と工事費内訳書の金額が一致していない入札。
- (5) 入札書に記載されている日付が入札執行日と異なる、又は日付の記載がない入札。
- (6) 入札書に金額の記載がない、又は金額が訂正してある入札。
- (7) 本件入札について、2通以上の入札書を提出した入札。
- (8) その他関係法令に違反した者のした入札、及び入札心得書で規定する入札無効の条項に該当する場合。

16 落札者の決定

本件入札に係る予定価格と最低制限価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格による入札があった場合は、くじで落札者を決定する。

17 支払の条件

- (1) 前金払 有り
各会計年度において出来高予定額の40%を上限とする。
- (2) 中間前金払 有り
各会計年度において出来高予定額の20%以内で、かつ、前金払との合計額は当該年度における出来高予定額の60%を上限とする。
- (3) 部分払 有り
各会計年度末における部分払を除き、中間前金払との併用はできない。また、契約金額が1億円以下の単年度契約において、前金払の支払いを受けた場合は、部分払の支払いを受けることができない。

18 その他

- (1) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、福津市指名停止措置要綱に基づき、指名停止措置を執ることがある。
- (3) 関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対し、福津市指名停止措置要綱に基づき、指名停止措置を執ることがある。
- (4) 落札者は「主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書【様式第3号】」に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

19 談合等があった場合の対応

- (1) 入札妨害及び談合とみなされる行為は厳に慎むこと。そのような行為が明らかになった場合は、入札参加資格の取り消しを行うことがある。
- (2) 入札執行前に談合等の情報があった場合、公正取引委員会へ通報するとともに、入札に参加しようとする者全員に対して事情聴取を行うことがある。談合等の事実があったと認められる場合、入札を延期し、または取り止めることができるものとする。
- (3) 落札者が決定し、契約締結前に談合等の情報があった場合、公正取引委員会へ通報するとともに、入札に参加した者全員に対して事情聴取を行い、当該落札者に談合等の事実があったと認められる場合は、落札者決定の取り消しを行うことができるものとする。

この場合において発注者は、当該落札者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (4) 契約締結（仮契約を含む）後に談合等の情報があった場合、公正取引委員会へ通報するとともに、入札に参加した者全員に対して事情聴取を行い、当該契約者に談合等の事実があったと認められる場合は、契約を解除できるものとする。

この場合において発注者は、契約の解除により当該契約者に損害があっても、その損害賠償の責めを一切負わないものとする。

20 問合わせ先

福岡県福津市中央1丁目1番1号
福津市役所 総務部総務課 契約検査係
電 話 0940-43-8196
E-mail keiyaku@city.fukutsu.lg.jp